

令和2年9月1日から、滝沢市社会福祉協議会への2千円を超える個人の寄附金(会員会費を含む)が、「税額控除」の対象となりました。

税額控除制度の概要

寄附金額の40%相当額を所得税額から控除

税額控除
計算式

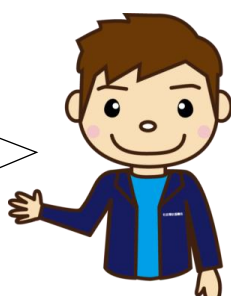
税額控除
対象寄附金

− 2千円

×40% =

控除額

※税額控除対象寄附金とは
税額控除対象法人への寄付金額
(総所得金額の40%を限度)
※控除額は、所得税額の25%を限度



所得控除と税額控除の違い

所得控除	税額控除
所得から所得控除額を差し引いた後に税率を掛けて税額を算出します。	税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。 小口の寄附にも減税効果が大きいです。
所得金額 − 所得控除額 × 税率 = 控除後税額 ※1	税額 − 税額控除額 = 控除後税額 ※2
※1 所得控除額の計算方法	※2 税額控除額の計算方法
社会福祉法人等 に対して、その 年中に支払った 寄附金の合計額 − 2千円 = 所得控除額	税額控除 対象寄附金 − 2千円 ×40% = 控除額

【問合せ先】
社会福祉法人 滝沢市社会福祉協議会
住所 〒020-0654 岩手県滝沢市中鵜飼47番地1
電話 019-684-1110 / ファクス 019-684-1121